

平成22年10月13日判決言渡 同日判決原本受領 裁判所書記官

平成21年(ワ)第3412号 請求異議事件

(口頭弁論終結日 平成22年7月14日)

判 決

神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号

原 告	川崎重工業株式会社
同代表者代表取締役	長谷川 聰
同訴訟代理人弁護士	寺上 泰 照
同	岩下 圭 一
同	佐藤 水 暁

神戸市中央区加納町六丁目5番1号

被 告	神 戸 市
同代表者市長	矢田 立 郎
同指定代理人	古田 隆
同	松原 武彦
同	東野 展也
同	久保利 洋二
同	篠原 庸泰
同	村上 堅司
同	高見 昌良
同	常 峰 敏弘

神戸市

被 告

神戸市

被 告

神戸市

被 告  
神戸市

被 告  
神戸市

被 告  
神戸市

被 告  
神戸市

被 告

上記7名訴訟代理人弁護士

井 上 善 雄

同

中 嶋 弘

同

向 来 俊 彦

### 主 文

- 1 被告らから原告に対する大阪高等裁判所平成18年(ワ)第135号神戸市焼却炉談合損害賠償代位請求控訴事件及び同裁判所平成19年(ワ)第46号同附帯控訴事件の判決に基づく強制執行は、これを許さない。
- 2 当裁判所が平成21年11月5日にした強制執行停止決定（平成21年(ワ)第291号）は、これを認可する。
- 3 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 当事者の求めた裁判

##### 1 原告

主文第1項、第3項同旨

##### 2 被告神戸市の請求の趣旨に対する答弁

原告の被告神戸市に対する請求を棄却する。

### 3 被告神戸市を除く各被告の請求の趣旨に対する答弁

#### (1) 本案前の答弁

原告の被告神戸市を除く各被告に対する請求のうち22億5949万5921円について強制執行の不許を求める部分の請求を却下する。

#### (2) 本案の答弁

原告の被告神戸市を除く各被告に対する請求を棄却する。

## 第2 事案の概要

本件は、原告と被告神戸市を除く各被告（以下、被告神戸市を除く各被告を併せて「被告田村ら」ということがある。）との間の大阪高等裁判所平成18年(ワ)第135号神戸市焼却炉談合損害賠償代位請求控訴事件及び平成19年(ワ)第46号同附帯控訴事件（以下、上記各事件と第1審及び上告審を併せて「本件住民訴訟」といい、上記各事件を「本件住民訴訟控訴審」ということがある。）についての確定判決（以下「本件判決」という。）があり、本件判決は、原告が被告神戸市に対して16億3770万円及びこれに対する平成12年4月29日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を被告神戸市に対して支払うよう命じたところ（以下、本件判決に表示された原告の被告神戸市に対する債務を「本件債務」という。）、原告が、本件住民訴訟控訴審の口頭弁論終結日（平成19年7月26日）の後に本件債務の全額を弁済供託したことにより本件債務が消滅したと主張して、被告らに対し、本件判決の執行力の排除を求めた事案である。

### 1 前提となる事実（証拠等を掲記した事実以外は当事者間に争いがない。）

#### (1) 本件判決の存在

原告と被告らとの間には、大阪高等裁判所平成18年(ワ)第135号神戸市焼却炉談合損害賠償代位請求控訴事件及び平成19年(ワ)第46号同附帯控訴事件について平成19年10月30日言渡の判決（本件判決）があり、本件判決は、原告に対し、原告の被告神戸市に対する不法行為に基づく損害賠償請求権16億3770万円及びこれに対する平成12年4月29日から支払

済みまで年5分の割合による遅延損害金（本件債務）を被告神戸市に対して支払うよう命じている。

本件判決は、最高裁判所が、平成21年4月23日、原告の上告を棄却し、原告の上告受理申立てを上告審として受理しない決定をしたことにより確定した（平成20年（行ツ）第60号、同年（行ヒ）第61号）。

(2) 原告の被告神戸市に対する弁済供託（甲1, 3, 4, 10, 弁論の全趣旨）

ア 原告は、本件判決を不服として最高裁判所に上告を提起し、併せて上告受理申立てをしたが、一方で、被告神戸市に対し、本件判決によって支払を命じられた本件債務を支払うこととし、平成19年11月5日、被告神戸市に弁済の受領を求めたが、同月12日、被告神戸市は、原告に対し、会計上の問題から弁済を受領できない旨の回答をした。

イ 原告は、平成19年11月28日、被告神戸市に対し、本件債務の弁済を準備したので振込先の口座を同年12月4日までに連絡されたい旨を通知し、その受領を催告し、同日までの連絡がない場合に本件債務の供託手続をとる旨を通知したが（以下「本件弁済の提供」という。後記のとおり、本件弁済の提供の有効性については、原告と被告田村らとの間に争いがある。）、本件債務の弁済又は弁済供託が、本件債務が存在することを条件とする仮払いであり、本件住民訴訟の上告審において原告が勝訴し、本件債務の全部又は一部の不存在が明らかとなった場合には、当該部分の返還を求める旨の留保を付していた。

被告神戸市は、これに対して回答しなかった。

ウ 原告は、本件住民訴訟控訴審の口頭弁論終結日である平成19年7月26日の後の日である同年12月6日、被告神戸市の受領拒絶を供託の原因として、本件判決によって支払を命じられた損害賠償金16億3770万円及びこれに対する平成12年4月29日から原告が被告神戸市に対して

弁済の提供をした日である平成19年11月28日までの遅延損害金6億2107万3115円として合計22億5877万3115円を供託した（以下「本件弁済供託」という。後記のとおり、本件弁済供託の有効性については、原告と被告田村らとの間に争いがある。）。

(3) 被告神戸市の供託金の受領

被告神戸市は、平成21年5月25日、原告が供託した22億5877万3115円及びこれに対する平成20年1月から平成21年4月までの利息72万2806円の還付を受けた。

(4) 本訴提起に至る経緯（弁論の全趣旨、記録上明らかな事実）

被告田村ら訴訟代理人は、平成21年10月ころ、原告訴訟代理人に対し、本件債務について被告田村らの知らない間に本件弁済供託がなされていることを知ったこと、被告神戸市に対してこの点について情報公開を求めて原告が本件弁済供託の前に被告神戸市に送付した内容証明郵便を入手し、検討したところ、本件弁済供託が上告審において原告が勝訴した場合に返還を求め旨の留保を付した条件付き弁済供託であって、無効と考えており、無効である以上、本件弁済供託後の遅延損害金も発生していると考えていること、本件判決につき執行文の付与を受けたことを伝えた。

これに対し、原告は、同年10月27日、本訴を提起した。

(5) 本訴提起による執行停止の裁判（記録上明らかな事実）

原告は、当裁判所に対し、本訴提起に併せて本件判決に基づく強制執行の停止を申し立て（平成21年(ワ)第291号）、当裁判所は、平成21年11月5日、本案判決においてこの決定に対する裁判があるまでの間、本件判決に基づく強制執行を停止する決定をした。

2 争点

- (1) 訴えの利益の有無
- (2) 本件弁済の提供、本件弁済供託の有効性

### 3 争点に関する当事者の主張

#### (1) 訴えの利益の有無

##### 【被告田村らの主張】

被告田村らは、被告神戸市が、原告が供託した22億5877万3115円及びこれに対する平成20年1月から平成21年4月までの利息72万2806円の合計22億5949万5921円の還付を受けたことを争っておらず、同金額について強制執行をするつもりはない。被告田村ら訴訟代理人は、原告が本訴を提起する前に、その旨を原告訴訟代理人に伝えていた。したがって、本件で争点となるのは、本件弁済の提供及びそれを前提とする本件弁済供託が無効であるとした場合に、被告神戸市が平成21年5月25日に現実に受領した金額を控除しても支払が未了となる損害賠償金1億2145万0668円及びこれに対する平成12年4月29日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める部分に限られる。よって、原告の被告田村らに対する請求のうち22億5949万5921円について強制執行の不許を求める部分の請求については、訴えの利益がなく、却下されるべきである。

##### 【原告の主張】

被告田村らが本件判決について執行文の付与を受け、いつでも本件債務全額について強制執行できる客観的な状況が作出された以上、原告は、本件債務全額について強制執行を受ける危険があるのだから、かかる危険を排除するために本件判決に基づく強制執行の不許を求めるのは当然のことであり、何ら非難されるべきことではない。したがって、原告の被告田村らに対する請求のうち22億5949万5921円について強制執行の不許を求める部分の請求について訴えの利益がないとの被告田村らの本案前の主張は、失当である。

#### (2) 本件弁済の提供、本件弁済供託の有効性

### 【原告の主張】

原告は、債権者である被告神戸市があらかじめ本件債務の弁済の受領を拒んでいたもので、平成19年11月28日、被告神戸市に対し、本件債務の弁済の準備をしたことを通知してその受領を催告し、弁済の提供をした（本件弁済の提供）。しかるに、被告神戸市は、原告に対し、これに対する回答をせず、本件債務について弁済の受領を拒絶した。そこで、原告は、本件住民訴訟控訴審の口頭弁論終結日である平成19年7月26日の後の日である平成19年12月6日、被告神戸市の受領拒絶を供託の原因として、本件債務のうち損害賠償金16億3770万円及びこれに対する平成12年4月29日から原告が被告神戸市に対して弁済の提供をした日である平成19年11月28日までの年5分の割合による遅延損害金6億2107万3115円の合計22億5877万3115円を供託し、本件債務全額を弁済供託した（本件弁済供託）。したがって、本件債務は、本件弁済供託により消滅した。

### 【被告田村らの主張】

#### ア 本件弁済の提供の有効性について

(ア) 原告は、口頭の提供をする一方で、本件判決を不服として上告等をし、本件債務が存在しない旨を主張していたのだから、本件弁済の提供は、本件債務が存在することを条件とし、本件債務が存在しない場合には全部又は一部の返金を求めるとの条件を付したのものであった。条件を付した弁済の提供は無効であるというべきであるから、本件弁済の提供は無効である。

(イ) 被告神戸市において、本件住民訴訟により得る損害賠償金の取扱いは決められていなかったため、原告が内容証明郵便により被告神戸市に対して本件債務の受領を催告したとしても、被告神戸市においてこれらを受領するに当たっては、国と地方公共団体の行財政処理について原告から受領した金員の取扱いをめぐる相当の検討や協議を要することが明らか

かである。しかも、本件弁済供託は、原告らが談合を行って入札発注をした被告神戸市に損害を与えたことにつき、被告田村らが原告となり、原告を被告として被告神戸市に対する不法行為に基づく損害賠償を求めた住民訴訟（本件住民訴訟）の係属中に行われたものであるところ、被告神戸市は、本件住民訴訟に参加しておらず、本件判決の正本を受け取っていないのだから、原告の内容証明郵便で本件債務の弁済の受領を催告されても、適切な判断をするために十分な資料を持ち合わせておらず、同内容証明郵便で通告されたわずか1週間の期間で本件債務の弁済の受領の可否の判断をするのはおよそ不可能であった。したがって、本件弁済の提供は、原告の専断によるもので、神戸市に不可能を強いるものであり、無効である。

(ウ) 仮に、本件弁済の提供が有効であるとする、原告は、被告神戸市に対して不法行為による損害賠償及び遅延損害金の支払義務を負うにもかかわらず、留保付きの弁済の提供をしておけば遅延損害金の支払義務を免れることになる。一方、被告神戸市は、そのような留保付きの弁済を受領しても、将来的に損害賠償請求が認められず、返還する必要があるおそれがあることから、運用したり、費消したりすることはできず、結局、特別の会計処理をして全額を保管しておかなければならないこととなる。原告は、本件住民訴訟で不法行為の成否を争っていたのだから、訴訟の決着がついた段階で、被告神戸市に対し、遅延損害金を含めた本件債務の全額を支払わなければならないのに、留保付きの弁済の提供が認められると、債権者である神戸市が「遅延損害金の発生リスク」を負担しなければならないことになり、談合という不法行為の加害者である原告と被害者である被告神戸市との地位の違いに鑑みれば、このようなことは不当であるから、本件弁済の提供は、無効である。

イ 本件弁済供託の有効性について

(ア) 前記のとおり、本件弁済の提供は条件を付したものであって無効であるから、これを前提とする本件弁済供託は、無効である。

(イ) 供託書（甲4）の供託の原因たる事実欄は、無条件で弁済の提供したと記載されており、本件弁済の提供が条件付きであったとの事実を反する記載になっている。

原告は、平成19年11月28日付け内容証明郵便で、平成12年4月29日から支払済みまでの金員を支払う旨を言いつつ、平成19年12月4日までに振込口座をご連絡するように言い、同日までにご連絡がない場合には、被告神戸市が受領を拒絶したものとみなして、供託手続を実行する旨を言っている。このように、原告は、被告神戸市に対し、平成19年12月4日の回答期限を与えた上で、同月6日に本件弁済供託をしているが、上記内容証明郵便での回答期限最終日の12月4日までの遅延損害金を計算せず、受領不能の11月28日までの遅延損害金を供託しており、不足している。

(ウ) 平成12年4月29日から平成19年11月28日までの7年と214日分の遅延損害金は、1円未満を切り捨てても6億2120万4287円であり〔16億3770万円×年5パーセント×（7年+214日／365日）＝6億2120万4287円〕、6億2107万3114円ではない。よって、上記差額である13万1173円については供託がなされていない。

#### 【原告の反論】

##### ア 本件弁済の提供の有効性について

(ア) 実際の実務において、一審判決又は控訴審判決に対して上訴を提起して上級審の判断を仰ぎながら、とりあえず一審判決又は控訴審判決に従って債務を弁済するという対応がとられることがあることから明らかな

とおり、留保付き弁済、すなわち、債務者が債務の存在につき疑いがある旨を表示し、債務の存在を前提として給付をしたとしても、弁済は有効である。実質的に考えても、敗訴者が上訴の提起を行うに際して、債務の弁済が一切許されず、常に実勢金利から著しく離れた年5分の遅延損害金を判決が確定するまでの間支払い続けなければならないとすれば、三審制の意義を没却させるだけでなく、上訴の提起の判断に萎縮的效果をもたらし、ひいては、裁判を受ける権利（憲法32条）を不当に制約することとなるのであって、このような被告田村らの主張は、失当である。

(イ) 被告神戸市は、原告に対し、本件住民訴訟の第一審判決の言渡しの後、平成19年3月27日付け「損害賠償請求について」と題する内容証明郵便で本件住民訴訟の第1審判決が支払を命じている損害賠償金の支払を請求しているのだから、本件住民訴訟に関する十分な情報を有し、上級審の判断によって損害賠償金額の変更があり得ることを十分に認識し、理解していたことは明らかである。したがって、原告が、被告神戸市に対し、本件住民訴訟の判決が確定するまでの間に損害賠償額の変更があり得ることを前提として仮払いを申し出たとしても、被告神戸市にそれを受け入れることにつき特段の支障があったとは考えられず、少なくとも、信義にもとるなどと非難されるいわれはない。

(ウ) 本件弁済の提供は、控訴審判決により命じられた本件債務の支払を迅速かつ誠実に行おうとするものであって、信義則にかなうものである。被告田村らが主張するように、原告が訴訟の決着がつくまでの間、弁済をせず、被告神戸市が弁済を受領しないとすると、被告神戸市の損害の回復は遅れる一方であって、地方公共団体の損害の早期回復を目的とする本件住民訴訟における被告田村らの立場と明らかに矛盾するものである。

イ 本件弁済供託の有効性について

(ア) 留保付き弁済が有効であり、本件弁済の提供も有効であるから、それに続く本件弁済供託も有効である。

(イ) 原告において被告神戸市に対して送付した平成19年11月27日付け内容証明郵便が、同月28日に到達したのだから、被告神戸市は、同日以降、いつでも原告から本件債務の支払を受けることができる状態にあったにもかかわらず、支払を受けず、受領遅滞に陥っていたのだから、原告が同日までの遅延損害金を供託したこと自体は、何ら問題がない。

(ウ) 歴に従った遅延損害金の計算方法は、1つではなく、本件判決の主文に従って計算したら必ず被告田村らが主張する金額となるわけではない。本件弁済供託は、原告が、神戸地方法務局供託課の担当官からの指示に基づき、遅延損害金について、計算の始期（起算日）から1年に満つる期間については、平年か閏年かどうかを問わず年利率に年数を乗じて計算し、その余の1年に満たない期間について日割計算をするに当たり、当該期間に閏年の2月29日が入るときは、年利の366分の1として、入らないときは年利の365分の1としてそれぞれ日数を乗じる方法により計算した金額である6億2107万3115円と損害賠償金の元本である16億3770万円とを合計した金額を供託したものである。実際に供託をする際に、遅延損害金の計算方法について供託の窓口として供託手続の専門的知識と経験を有する法務局供託課の担当官からの指示があれば、それに従うのが通常であって、担当官からの指示に逆らって、独自の計算方法によって算出した遅延損害金を供託するなどということはあり得ないから、神戸地方法務局供託課の担当官からの指示に従った金額を供託した以上、本件弁済供託により本件債務の全額につき弁済の効力を生じる。

第3 当裁判所の判断

## 1 争点(1) (訴えの利益の有無) について

被告田村らは、被告神戸市が還付を受けた本件弁済供託による供託金 2 億 5 8 7 7 万 3 1 1 5 円及びこれに対する平成 2 0 年 1 月から平成 2 1 年 4 月までの利息 7 2 万 2 8 0 6 円について強制執行をするつもりはなく、本件で争点となるのは、本件弁済の提供及びそれを前提とする本件弁済供託が無効であるとした場合に、被告神戸市が現実に受領した金額を控除しても支払が未了となる損害賠償金 1 億 2 1 4 5 万 0 6 6 8 円及びこれに対する平成 1 2 年 4 月 2 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める部分に限られるから、原告の被告田村らに対する請求のうち 2 億 5 9 4 9 万 5 9 2 1 円について強制執行の不許を求める部分の請求については、訴えの利益がないと主張するので、本件訴えの利益の有無について判断する。

請求異議の訴えは、債権者が、確定判決の正本等の債務名義が存在する限り、実体法の請求権についての変動の有無を問わず、債権者は債務名義の執行力に基づいて適法に強制執行をすることができる一方で、債務名義の成立とこれに基づく強制執行の開始との間にある程度の時の経過があり、その間に債務名義に表示されている給付請求権について、消滅するなどの実体上の変動を生じる事態が発生し得ることに鑑み、債務名義に表示された実体法上の権利関係と現実の権利関係との間に不一致がある場合に、債務者をして債権者に対してその不一致による強制執行の不許、すなわち、当該債務名義の執行力の排除を求めることを許すことを目的とするものである。このような請求異議の訴えの目的に鑑みると、債務名義の執行力が現存し、当該債務名義に基づく強制執行が適法に行われる可能性がある限り、請求異議の訴えにつき訴えの利益が認められると解される。

本件においてこれをみるに、本件判決に基づく強制執行が現実に行われたなどの事情を認めるに足りる証拠はなく、本件判決の執行力が現存し、本件判決に基づく強制執行を適法に行われる可能性があることは明らかであるから、本

件訴えにつき訴えの利益が認められることとなる。被告田村らが主張するように、被告神戸市が還付を受けた本件弁済供託による供託金 22 億 5877 万 3115 円及びこれに対する平成 20 年 1 月から平成 21 年 4 月までの利息 72 万 2806 円について被告田村らが強制執行をするつもりがないとしても、本件債務の全額につき本件判決の執行力が現存し、本件判決に基づく強制執行が適法に行われる可能性があることには何ら変わらないのであるから、本件訴えの利益があるとの前記判示は左右されない。

したがって、本件訴えの一部につき訴えの利益がないとの被告田村らの主張は、採用することができない。

## 2 争点(2) (本件弁済の提供, 本件弁済供託の有効性) について

### (1) 本件弁済の提供について

#### ア 判断

前記第 2, 1 の前提となる事実 (以下, 単に「前提となる事実」という。) (2)ア, イによれば, 原告が, 平成 19 年 11 月 5 日, 被告神戸市に対し, 本件債務の弁済の受領を求めたが, 同月 12 日, 被告神戸市が, 原告に対し, 会計上の問題から弁済を受領できない旨の回答をしてあらかじめ本件債務の受領を拒絶したこと, 原告が, 同年 11 月 28 日, 被告神戸市に対し, 本件債務の弁済を準備したので振込先の口座を同年 12 月 4 日までに連絡されたい旨を通知し, その受領を催告したことが認められる。債権者があらかじめその受領を拒んでいる場合は, 弁済の準備をしたことを通知してその受領を催告し, いわゆる口頭の提供をすれば有効な弁済の提供となる (民法 493 条) から, 原告は, 同年 11 月 28 日の口頭の提供をもって, 有効に本件債務につき弁済の提供をしたといえることができる。

#### イ 被告田村らの主張について

(ア) 被告田村らは, 本件弁済の提供が, 本件債務が存在することを条件とし, 本件債務が存在しない場合には全部又は一部の返金を求めるとの条

件を付したのものであり、無効であると主張する。

しかしながら、弁済は、事実行為であって、その要件は客観的に債務内容に適合する給付をなすことに尽き、効果に対応する給付意思があることを要しないと解され、仮に、給付に係る債務が不存在であった場合には返還を求める意思でした弁済（留保付弁済）であっても弁済として有効であり、当該債務が実際には不存在であることが判明した場合には、非債弁済として不当利得返還の問題が残るに過ぎないと考えるのが相当であるところ、弁済の前提行為である弁済の提供についても、弁済と同様に民法493条に定める行為をすれば足り、給付意思があることを要しないと解されるから、給付に係る債務が不存在であった場合には返還を求める意思でした弁済の提供（留保付弁済の提供）であっても、弁済の提供として有効であると解するのが相当である。これと見解を異にする被告田村らの上記主張は、採用することができない。

- (イ) 被告田村らは、そのほかに、本件弁済の提供の有効性に関し、種々の主張をするが、要するに、①原告が本件債務につき内容証明郵便により口頭の提供をした当時、同内容証明郵便で通告された1週間の期間で本件債務の弁済の受領の可否の判断をするのが不可能であったこと、②仮に、本件弁済の提供が有効であるとすると、原告が弁済の提供の日より後の日の遅延損害金の支払義務を免れることになる一方、被告神戸市は、その遅延損害金を取得することができず、弁済を受領しても、将来的に損害賠償請求が認められず、返還する必要があるおそれがあることから、運用したり、費消したりすることはできず、結局、特別の会計処理をして全額を保管しておかなければならないとの負担が生じ、談合という不法行為の加害者である原告と被害者である被告神戸市との地位の違いに鑑みると不当であることなどの事情を考慮すれば、本件弁済の提供は無効であるというものである。

しかしながら、①の主張については、原告の被告神戸市に対する平成19年11月28日到達の内容証明郵便の内容は、期限として定めた同年12月4日までに連絡がない場合に本件債務につき供託手続をとることを通知したに過ぎないのであって、被告神戸市において同期限までに受領の可否の判断をするのが困難であったとしても、本件弁済の提供の効力に何ら影響を及ぼす事情ではなく、失当である。

次に、②の主張については、原告がした本件弁済の提供を有効としても、被告神戸市に会計処理等の問題が生じるわけではなく、実際に弁済を受領すると会計処理上困難な問題が生じるというのであれば、受領を拒絶すればよいだけのことである。たしかに、原告が本件弁済の提供をした日である平成19年11月28日より後は遅延損害金が発生しないこととなるが、債務者が債務の本旨に従った弁済の提供をしたにもかかわらず、債権者において債務の受領を拒絶し、弁済の時期を遅らせて遅延損害金を発生させ、これを取得する利益などというものは、民法492条が「債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。」と定めていることに照らして法律上保護に値しないものであって、弁済の提供をした日より後は遅延損害金が発生しないとしても、原告が不当に利益を得たとはいえず、被告神戸市が不利益を被ったということもできない。このことは、本件債務が原告の被告神戸市に対する談合による不法行為に基づく損害賠償債務であることを考慮しても左右されない。したがって、被告田村らの②の主張は、採用することはできない。

## (2) 本件弁済供託について

### ア 判断

前記(1)アで判示したとおり、原告が、平成19年11月28日、被告神戸市に対して本件債務の弁済の提供を行ったことが認められる。そして、

前提となる事実(2)ウによれば、原告が、同年12月6日、被告神戸市の受領拒絶を供託の原因として、本件判決によって支払を命じられた損害賠償金16億3770万円及びこれに対する平成12年4月29日から原告が被告神戸市に対して弁済の提供をした日である平成19年11月28日までの遅延損害金6億2107万3115円として合計22億5877万3115円を供託したことが認められるから、本件弁済供託により、本件債務の全額が消滅したと認めるのが相当である。

イ 遅延損害金についての補足説明

(ア) 本件債務の遅延損害金の額、計算方法について原告と被告田村らと間に争いがあるので、補足して説明する。

(イ) この点、遅延損害金の利率が法定利率のときは年利で定められることとなるが、遅延損害金の計算方法は、利息の例に従い、日割りをもって計算される（民法89条2項参照）。遅延損害金が年利で定められる場合、民法143条が、「週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。」としていわゆる暦法的計算法をとっており、1年の日数は365日又は366日であって一定でないから、起算日から数えて年の途中の日で遅延損害金の計算をしなければならないときは、その計算方法が問題となり得るところ、遅延損害金の利率が法定利率である年5分の割合であり、遅延損害金の発生する期間が1年を超える場合の遅延損害金の計算方法について、次の考え方があるとの文献の記載があり、原告は、後記のA説により計算した遅延損害金を供託したと主張し、被告田村らは、遅延損害金の計算方法は、後記のB説によるべきであると主張する。

a 計算の始期（起算日）から1年に満つる期間については、平年か閏年かどうかを問わず年利率に年数を乗じて計算し、その余の1年に満たない期間について日割計算をするに当たり、当該期間の最初の日か

ら数えて向こう1年間に閏年の2月29日が入るときは、年利の366分の1として、入らないときは年利の365分の1としてそれぞれ日数を乗じる（小川英明編・「貸金訴訟の実務〈五訂版〉」64頁〈甲13〉記載の丙説。以下「A説」という。）。

A説に従い、本件債務の平成12年4月29日から平成19年11月28日までの遅延損害金を計算すると、起算日である平成12年4月29日から平成19年4月28日までの7年間については、5億7319万5000円（16億3770万円×年5パーセント×7年＝5億7319万5000円）となり、平成19年4月29日から最終日である同年11月28日までの1年に満たない214日については、同年4月29日から数えて向こう1年間（同日から平成20年4月28日まで）に閏年である平成20年の2月29日が入ることとなるから、年利の366分の1として日数を乗じることとし、4787万8115円（16億3770万円×年5パーセント×214日／366日＝4787万8115円〈1円未満切上げ又は四捨五入〉）となり、合計すると実際に原告が本件弁済供託により供託した金額である6億2107万3115円となる。

- b 計算の始期（起算日）から1年に満つる期間については、平年か閏年かどうかを問わず年利率に年数を乗じて計算し、その余の1年に満たない期間について日割計算をするに当たり、平年に属する期間は年利の365分の1として、閏年に属する期間は年利の366分の1としてそれぞれ日数を乗じる。1年に満たない期間が平年に属するか閏年に属するかは、暦日によることとし（例えば、平成8年は閏年であるから、平成8年1月1日から同年12月31日までの期間は、年利の366分の1として日数を乗じる。）、当該期間に閏年の2月29日が含まれるかどうかを問わない（裁判所書記官研修所監修・「民事

執行実務講義案」244頁〈乙1〉記載の見解。以下「B説」という。)

B説に従い、本件債務の平成12年4月29日から平成19年11月28日までの遅延損害金を計算すると、起算日である平成12年4月29日から平成19年4月28日までの7年間については、A説と同様に5億7319万5000円となるが、平成19年4月29日から最終日である平成19年11月28日までの1年に満たない214日については、当該期間が属する平成19年が平年であるから、年利の365分の1として日数を乗じることとし、4800万9287円(16億3770万円×年5パーセント×214日/365日=4800万9287円〈1円未満切捨て〉)となり、合計すると6億2120万4287円となる。

- (ウ) 遅延損害金の計算方法に関し、民法143条等の関係法令の文言からA説とB説のいずれの見解を採用すべきかどうかを決することは困難であり、両説ともそれぞれ合理的な理由がないとはいえ、いずれの見解に従って遅延損害金の計算法を行うべきかどうかを直ちに決することはできない。

もっとも、証拠(甲11, 12の1・2。甲11, 12の1中の「平成20年11月28日」との記載は、いずれも「平成19年11月28日」の誤記と認める。)によれば、神戸地方法務局供託課の職員は、平成22年6月11日、本件弁済供託における平成12年4月29日から平成19年11月28日までの遅延損害金の計算方法に関する原告の問い合わせに対し、原告が供託した遅延損害金6億2107万3115円は、A説に基づき計算した金額であり、神戸地方法務局供託課においては、本件弁済供託のように閏年が絡む場合においては、A説に従って遅延損害金を計算していると回答したことが認められる。このように、神

神戸地方法務局供託課においては、本件弁済供託のように閏年が絡む場合においては、A説に従って遅延損害金を計算しているというのであるから、原告が、神戸地方法務局に対して本件債務を弁済供託するに当たり、神戸地方法務局において行われている計算方法であるA説に従って計算された遅延損害金を供託するほかないと考えられる（原告がA説と異なる見解に従って計算した遅延損害金を供託しようとしても受理されないと考えられる）。かかる事情を考慮すると、本件においては、原告が、本件債務につき損害賠償金及びA説により計算した遅延損害金を供託したことをもって、債務者として本件債務を弁済するために行うべきことを行ったものとして、遅延損害金を含めた本件債務の全額につき弁済供託の効力を生じ、消滅したと認めるのが相当である。

#### ウ その余の被告田村らの主張について

被告田村らは、原告が、被告神戸市に対し、内容証明郵便で平成19年12月4日の回答期限を与えた上で、同月6日に本件弁済供託をしているが、回答期限最終日の同年12月4日までの遅延損害金を計算せず、同年11月28日までの遅延損害金を供託しており、不足していると主張する。しかしながら、前記(1)アで判示したとおり、原告は、平成19年11月28日、本件債務につき弁済の提供をしたのであるから、本件債務について同日より後は遅延損害金が発生しない。したがって、原告が遅延損害金の終期を同日として供託したことに何ら問題はない。これと見解を異にする被告田村らの主張は、採用することができない。

その余の被告田村らの主張する事情も、本件弁済供託の有効性を左右するに足りるものではなく、採用することができない。

### 3 訴訟費用の負担について

#### (1) 被告らの主張

訴訟費用の負担に関し、被告神戸市は、同被告が本件判決の正本を所持し

ておらず、原告に対して本件判決に基づき強制執行をするつもりがなく、同被告に対する訴えの提起は不必要なものであるから、原告と同被告との間においては、民事訴訟法62条により、訴訟費用は原告の負担とすべきであると主張し、被告田村らは、原告の被告田村らに対する請求のうち22億5949万5921円について強制執行の不許を求める部分の請求は被告神戸市の供託金の受領により弁済の効果が生じたことに争いが無いのであるから、無益な訴え提起に該当し、同条の規定により、同部分の請求につき生じた訴訟費用を原告の負担とすべきであると主張する。

## (2) 判断

ア 原告の被告田村らに対する請求のうち22億5949万5921円について強制執行の不許を求める部分の請求が無益な訴えの提起に該当するかどうかを検討する。

前記1において判示したとおり、同部分の請求について訴えの利益が認められることに加えて、仮に、被告田村らが、本件弁済の提供及びそれを前提とする本件弁済供託が無効であるとした場合に、被告神戸市が現実に受領した金額を控除しても支払が未了となる損害賠償金1億2145万0668円及びこれに対する平成12年4月29日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める部分についてのみ強制執行するつもりであるからといって、原告が、被告田村らの主張に従い、本件債務のうち1億2145万0668円及びこれに対する平成12年4月29日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める部分についてだけ請求異議の訴えを提起し、同部分について強制執行の不許の判決を得たとしても、同部分に相当する金額を明らかに越える本件債務の残額について本件判決の執行力が残存することとなる結果、同部分についてすら原告が強制執行を受ける可能性を排除することができず、結局、原告が強制執行を受ける可能性を完全に排除するためには本件債務の全額につき強制執行の不

許の判決を得るほかないのであるから、本件債務の全額について強制執行の不許を求めることが無益な訴えの提起に該当するとはいえない。

イ 次に、原告の被告神戸市に対する訴えの提起が無益な訴えの提起に該当するかを検討する。

たしかに、前提となる事実(4)によれば、原告による本訴の提起は、被告田村ら訴訟代理人が、原告訴訟代理人に対し、本件弁済供託が無効で、本件弁済供託後の遅延損害金も発生していると考えていること、本件判決につき執行文の付与を受けたことを伝えたことを端緒としてなされたものであると認められ、原告と被告神戸市との間に本件債務の消滅の有無に関する争いがあったと認めるに足りる証拠はない。また、被告神戸市が原告が供託した22億5877万3115円及び利息の還付を受けたことにも鑑みると、被告神戸市が本件債務の全額につき満足を得ていないとして原告に対して強制執行を申し立てる可能性は低いといわざるを得ず、実際に、被告神戸市は、答弁書において、本件債務の消滅につき不知と答弁したほかは請求原因事実をいずれも認めている。

しかしながら、被告神戸市が「債務名義に表示された当事者が他人のために当事者となった場合のその他人」（民事執行法23条1項2号）として執行手続上の債権者に該当することは間違いなく、原告と同じく執行手続上の債権者である被告田村らとの間で本件弁済供託の有効性、遅延損害金の額に関する争いがある上に、被告神戸市のこの点に関する見解が不明である（もっとも、同被告は、仮に、本件訴訟で裁判所により、原告と被告田村らとの間において本件債務が残存しているとの判断がされた場合には弁済を受けることを拒否するものではないとしている。）以上、原告が、執行手続上の債権者に該当する者全員に対して請求異議の訴えを提起し、本件判決の執行力を全て排除することを考えることは理解できないことではなく、債務名義の執行力を排除するには、請求異議の訴えを提起して強

制執行不許の判決を得るほかに適当な方法がないことにも照らすと、原告の被告神戸市に対する訴えの提起が無益なものであるということとはできない。

ウ 以上によれば、本件において、民事訴訟法62条を適用して訴訟費用の全部又は一部を勝訴当事者である原告の負担とするのは相当でない。

#### 4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由があるからこれを認容し、民事執行法37条1項を適用して当裁判所が平成21年11月5日にした強制執行停止決定を認可することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 長 井 浩 一

裁判官 岡 田 慎 吾

裁判官 倉 知 泰 久

これは正本である。

平成22年10月13日

神戸地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 志水 康之

